

# 法人会報 町田

60 1997/9



「古い獅子頭」三橋國民氏画



shadan hojin MACHIDA HOJINKAI

## 法人会の事務局が 移転しました

既にご案内のとおり、法人会事務局が七月七日に移転しました。新しい事務局は、町田市森野一―九―二〇第二矢沢ビル四階です。

新事務局では会議室を充実しましたので、今後の諸会議や説明会・研修会等は、法人会新事務局で開催いたします。収容人員は四〇五〇名程度、地区会の活動に活用して頂きたいと思っております。

主な設備として、ワイヤレスマイクを使った音響設備と一〇〇インチの大画面にビデオプロジェクター（投影装置）を設置しました。ビデオプロジェクターにはパソコンの接続が可能なので、パソコンのモニターの表示を映し出す事もできます。



事務局が移転した第二矢沢ビル



▲新事務局における税務説明会風景

### 表紙のことば

“古い獅子頭（ししがしら）”

〔平安時代・御調八幡宮（広島）〕

この春開かれた町田市立博物館の獅子頭展は、西日本から選ばれた名品揃いだったが、その密度の濃さに私は感動した。この一頭を、本誌の表紙にと写してみたが、作品自体がもっている造形力に圧倒された。

こういった類いの素晴らしい展覧会が、地元、本町田の博物館で次々に企画されている。

お暇をみて、ぜひ一見されることをお勧めしたい。

三橋 國民

### 第十七回通常総会

## 会費改定案が承認

## 岩波会長の続投が決議される

去る五月十九日、ホテルラポール千寿閣に於いて、第十七回通常総会が開催されました。町田宏町田税務署長、寺田和雄町田市長、宅間健町田都税務所長ほか多数の方々が来賓として出席して頂きました。

提出議案は、平成八年度事業報告並びに決算報告と、平成九年度事業計画並びに予算案の承認、加えて会費改定案と役員改選という重大事項が重なりましたが、全議案は原案どおり承認可決されました。

当日は総会に先立って、記念講

演会を実施。経済評論家の三原淳

雄氏に「大転換期・経営者のうつ

べき手は」と題して、厳しい経済

状況のなかで経営者はタブーを犯

す事を恐れてはいけないとお話を

# 提出議案

- 第一号議案 平成八年度事業報告承認の件
- 第二号議案 平成八年度収支決算報告並びに監査報告承認の件
- 第三号議案 会費改定(案) 承認の件
- 第四号議案 平成九年度事業計画(案) 承認の件
- 第五号議案 平成九年度収支予算(案) 承認の件
- 第六号議案 任期満了に伴う理事、監事選任の件



していただきました。(講演要旨・別掲)

通常総会では、冒頭司会より出席状況の報告として、出席者総数二、三〇〇名。(内委任状によるもの二、一二二名)現在の会員数四、二八六名に対して過半数(五十七回通常総会では会費改定案、役員選任と重要な議題が審議された

四・六%)に達し、本総会が成立した旨説明がおこなわれました。

会費改定案は、都内の法人会(四九会)のなかで町田法人会のみが資本金別会費制度を採用していなかったことと、商法改正に伴い最低資本金制度が導入されたことを契機に、会費の公正な負担を図るべく上程されました。

また役員改選では、岩波弘介会長(岩波建設(株))と矢沢武副会長(株)アローエンタープライズ)の再選と、尾辻胖(株)電巧舎/学園・大谷地区会、八木要(八木食品産業(株)/金森・高ヶ坂地区会)井上盛行(株)ケーユー/鶴間地区会)の各氏が新たに副会長に

## ■会費改定案■

区分	資本金・出資金	1カ月当りの会費
正会員	1000万円未満	800円
	1000万円以上 2000万円以上	1,000円 2,000円
	3000万円以上 5000万円以上	2,500円 3,000円
	1億円以上	5,000円
	組合・公益法人等	2,000円
	支店等(上場会社)	2,000円
	支店等(その他)	1,000円
	準会員	500円

選任されました。

議事終了後、組織強化功績表彰がおこなわれ七一名の受彰者に感謝状と記念品が渡されました。また、六月一日付けで事務局長を退職される堤政幸氏にも感謝状と記念品が渡されました。

懇親会は、新旧役員の交流・多くの会員の親睦の実をあげて盛会裡に閉会しました。

平成九年度十月分より法人会会費が変わります

## 目次

事務局移転のお知らせ・・・ 2	地区会活動報告・・・ 19
第17回通常総会報告・・・ 2	研修委員会事業報告・・・ 20
会長挨拶	短歌・俳句欄・・・ 21
三原敦雄氏・記念講演	平成9年度税制改正・・・ 22
新役員の紹介	固定資産税の税負担の調整の拡大
町田税務署異動のお知らせ・・・ 15	消費税はこう変わった
木谷新署長 着任のあいさつ	新事務局長挨拶・編集後記・・・ 26
部会だより・・・ 16	

# 会長挨拶

会長・岩波 弘介

ご紹介頂きました会長の岩波でございます。

本日社団法人町田法人会の第十七回の通常総会を開催いたしましたところ、ご来賓として公務の大変お忙しい中にも拘わらず、町田税務署長をはじめご来賓の皆様方の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。又、平素格別の御指導を頂いて居ります事も高い席からではございますが御礼申し上げますと共に、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。又、会員の皆様方におかれましてもご多忙中、この様に多くのご出席を頂きまして盛会に開催出来ます事も御礼申し上げます。又、日頃会活動に大変ご協力を頂いて居ります事も併せて御礼申し上げます。

す。

私は、前石井会長の後任として浅学非才な者でございますが、会長という大任を仰せつかりまして以来、任期の二年の間はバブル経済崩壊後の低迷する景気の続く中で政治に、経済に、そして社会のあらゆる面にいろいろと事件の多い二年間でございました。会の運営にも不況による会員の減少等の影響がございましたが、役員を始め会員皆様方のご支援とご協力を頂きまして大過なく務めることが出来ました。本当にありがとうございます。

先程、第一部におきまして三原先生から不透明なこの様な時に企業を経営するものとして如何に対応して行ったらよいか、大変有益

なるご講演を頂きました。私達はこの大転換期を乗り切るためにも、先生のお話を経営の中に、更に法人会の運営の上にも生かし乍ら進めて参りたいと思います。

さて私は会員の皆様方のニーズに答え乍ら、会の責任を果たして行くには会運営上大切なポイントとしては三つに絞られるのではないだろうかと思っておりますが、その三点といたしまして

- ①組織の充実強化、特に加入率の向上を図る事
- ②役員について
- ③事務局の充実強化の三点でございます。

団体とか組織にはすべて目的がございます。各々の会には会のコンセプトがございます。私共法人会は、よき経営者を願う者の団体として、会員の自己啓発、自己研鑽を積極的に支援して納税意識の向上と企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献するという目的に向かっ

て努力しております。

この法人会の使命を果たすため社団法人として社会の付託に応えるために活発なる活動を展開して一人でも多くのよき仲間のご加入を頂き加入率を高めるのが先ず必要条件であります。

平成九年三月末現在、東法連傘下四十九法人会の加入率の平均は五七・九%、三法連五八・一%に対しまして当法人会は七十・二%の加入率でございます。

この様に東法連の中でも大変高い加入率であるという事は役員始め会員皆様方の法人会に対する深いご理解とご協力による賜でございます。厚く御礼申し上げますと共に一層増強活動にご協力お願い申し上げます。更に各委員会の組織、地区会の班組織の整備等も積極的に進めて参りたいと思っております。

次に第二として役員に関してでございますが、本年は役員の改選

期にも当たって居ります。いかに組織が大きくても、又会員の加入率が高くても、活動内容の充実と密度が濃くなければなりません。この事は役員の方肩にかかっていることでもあります。役員の方質に関する事でございます。役員の方々の活動が直接影響されます、どうかこの点を役員の方々も十分ご理解頂きましてご協力をお願い申し上げます。

次に第三として会の活動の重要な要としての事務局の充実についてでございます。長年の懸案でございますました新事務所への移転も本年七月に新しい設備と機能を備えて、さらに事務局職員の新体制も整えまして、スタートされます。活動の拠点としての事務局の体制は会活動に大きく影響する事は私から申し上げるまでもありません。今後事務局の充実強化に向かって努めて参りたいと思えます。私はこの三つのポイントが今後



組織の強化と役員方質の向上、そして事務局の充実を柱に

の会活動に重要な役割を占めると考えて居りますが、更に、ここでお願い申し上げます事は、現在、又、将来に亘って会活動の質の向上、活性化をめざす上で重要な財源の確保の問題です。本日の議題にもありますように、この会費の改定につきましては、一年間会費改定委員会での検討の結果でございます、会員皆様方のご賛同をお願い申し上げます。

私達を取り巻く経営環境は一部



満員の会場で熱心に議案の審議

の業種では上向いて来たと言われて居ります。三十四ヶ月間ゆるやかに乍ら上向いており、戦後三番目の岩戸景気と並んだと云われておりますが、私は景気の実感は全く良いとは感じられません。先程発表されました九十七年版中小企業白書にもあります通り、中小企業は大企業に比べて遅れが目だっている、緩慢な動きになっている事を指摘しております。然もその中で中小企業の経営戦略の新たな

展開の方向として、今、社会の大きな転換期の中で中小企業がいかに変化に即応して行くか、又優位な経営力、技術力、人材を持っているか、又、戦略的に他の企業といかに連携しているかというようなことが白書にあります。こうした中小企業の自助努力を支援する事が法人会の今後の活動の重要な要素ではないかと思えます。そしてこの事が会員企業の繁栄につながり、結果として会の使命を果たすことが出来ることになるかと思えます。

いよいよ平成九年度のスタートとなりました。本年度こそ明るい日本経済の年となるよう努めて参りたいと思えます。結びになりましたが、ご出席者の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます。挨拶

大転換期・経営者のうつべき手は

講師 経済評論家

三原 敦雄先生

通常総会の議案審議に先立ち第一部として恒例の講演会が実施された。

当日は二百名を超える大勢の会員の皆様の参加を得てほぼ定刻より開催された。

司会の杉浦研修委員長より講師略歴等の紹介の後、三原先生は予定時間を越えて熱弁を振るわれた。その要旨は次のとおり。

今年投資元年となるか、  
変化はチャンス、タブーを捨てて  
チャンスをつかめ！

経済が前を向いてどんどん進んで行くためには、ある程度リスクをとって前に進む方がいらっしやらないければ、皆が皆な、一億総中流でそこそこの生活をしてリスクはいやよという人ばかりだったら誰が経済を大きくしていくのか。

リスクを取らなくなってきましたと世の中つてのは前向いて進みませんから何となくおかしな風潮でどことなく沈み込んだ今みたいな日本になるんだろーと思えます。要は大変だ大変だと言っていて自分で大きく変わろうとせずに政



治か行政がやってくれるだろうと相手待ちにしているから落ち込んでいく。

こんなに日本ほど恵まれた国はない。リスク一つとつても世界のなかで日本ほどリスクに無縁の国はない。

アメリカだつて戦後何回戦争をしていますか？どの国だつて命のリスクはある。

日本が戦争に巻き込まれなかったのはラッキーの一言。

『平和を愛する諸国民の信義を重んじ我々は武装を放棄する』  
こんな立派な文句は世界中にない。誰も逆らえないんですが、しからば平和も愛さない、約束も守らない国民が、もし日本を攻めて来た時に自分たちが選んだ憲法だからしょうがない、甘んじて殺されるか、その覚悟があつて言っているのなら今頃日本は世界で一番尊敬されている国民になっている。

サラリーマンも、ちょっと大きな企業に勤めたら『寄らば大樹の陰』などと訳の分からないことをいう。欧米の子供にとつて寄らば大樹の陰ぐらい一番退屈でつまらないという。大樹の陰に入つていれば、陽があたらぬいじあないか。ところが日本の場合には倒産はしない、大樹の陰に入つていれば大したことはない。ならなくつたつて首にはならない。そこそこの生活が約束されていると勝手に思い込んだ訳ですから。

九十年代に入るまでの日本は世界の中で恐ろしくリスクを考えないでいい国だった。

クビにはならない、倒産はしない、兵隊にはもって行かれない、命はよっぽど運がわるくなければとられない、交通事故等避けられないものがあるがそれ以外のリスクはなかった。

ご案内のように九十年から株が下がり始めた。九十一年から不動産が下がり始めた。



予定時間をこえての熱演

高値で買って損するのは当たり前、しかしその損したことが回り回ってどういう目に遭うか、そのことは誰も言わない。

市場は何も株式市場ばかりではない、全ての経済活動は市場が絡んでいる。

その市場をぶつこわしてしまつたら、株式が壊れ、不動産が壊れて参りますと企業の経済活動は収縮してくる、冒険ができなくなる、新しい投資をしなくなる、世の中のお金が回らなくなる。

リストラを始めるでしょう。まずパートの人に辞めてもらつたり、賃上げを押さえたり、ボーナスを減らしたり自衛策に入ってくる。

世の中うまくいっているときにリスクに備えるなんて誰も言わない。

市場の成長がどれだけ日本経済の支えになったか、牽引車になったか、消費も大きく伸びたし、さまざまな資金調達も容易になった。金儲けの手段もいろんな所に出

てきた。ところがこういう右肩上がりが続きますとこれが当たり前と思つてくるから話がおかしくなる。

## 勝ち組 負け組が 分かれる時代に

本来、投資とは資本を投げるんですから、受け止め損ねて落ちるかも知れない。だからリスクはつきもの。下げになった時どう対応するか、ここで勝敗が分かれてくる。

経営も株と同じ。変化に対応する対応、昔と同じ感覚でやるとおそらく在庫の山でしょう。

大変な時代、厳しい時代、だが、チェンジはチャンス。

変化はCHANGE、チャンスはCHANCE、変化をチャンスに変えるのは、GをCにすればいい。Gの小さなとをればCになる。

この小さなとをタブーと呼んでいただきたい。タブーというのは

それぞれ皆さんお持ちですよ。これは先代から止められているとか、これは我が社の仕事でないとか、前にやってみただけどうまくいかなかったとか。

そういう激変期の中でタブーをとつばらつて変化のきざしのうちに気が付く人が勝つ。

九十七年はパニック元年、リスク元年、投資元年の年、今年は面白くなる。

金利はこれ以上高くない。ここで行動を起こす時期。

何をやるか、それはそれぞれ自分で考えなければなりません。

今年の景気は年末になったら、俺は良かったとか、俺は駄目だったとか、あいつは良かったとか、かなり個人差の出る景気になる。

何となれば、経済そのものが、凸凹経済、勝ち組と負け組がはつきりする。

個人差の出る景気になろう。



# 新役員決まる

## 法人会の理事・監事

第十七回通常総会で選任された新役員の方を紹介します。

■会長



岩波 弘介  
岩波建設(株)

■副会長



矢沢 武  
(株)アローエンタープライズ

■副会長



尾辻 胖  
(株)電巧舎

■副会長



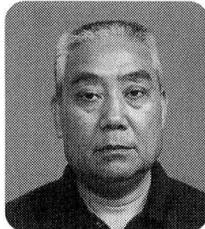
八木 要  
八木食品産業(株)

■副会長



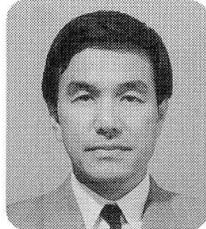
井上 盛行  
(株)ケーユー

■原町第一地区会長



諸星 健  
(有)勝一

■原町第二地区会長



平本 勝哉  
(名)平野屋金物店

■森野地区会長



鈴木 秀雄  
(有)鈴田商店

■中町地区会長



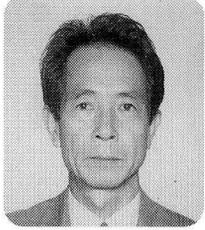
栢沼 貞雄  
(株)電友社

■旭町地区会長



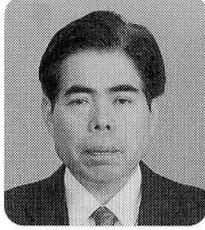
田中 利明  
(株)田中食器厨房

■学園・大谷地区会長



佐瀬 三郎  
(株)昌電舎

■本町地区会長



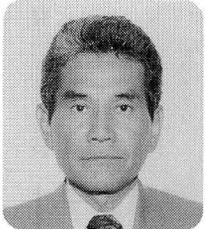
露木 實  
(有)露木商店

■金森・高ヶ坂地区会長



林 昭平  
(有)林商店

■成瀬第一地区会長



木目田 邦夫  
あるけい総業(株)

■成瀬第二地区会長



八木 正雄  
八弘商事(株)

新役員紹介

新役員紹介



■小川・く野地区会長  
千葉平八  
(株)千葉電設



■鶴間地区会長  
久保田忠司  
(有)町田グリーンゴルフ



■鶴川第一地区会長  
石川洋一郎  
(株)愛洋商事



■鶴川第二地区会長  
島野榮  
(有)シマノ



■鶴川第三地区会長  
須崎一男  
(有)須崎米穀店



■忠生・山崎地区会長  
菅野昌行  
(有)トキワ美術印刷



■忠生西地区会長  
石川光男  
(株)協和精密工業



■木曾地区会長  
大川健次  
(株)相模工機



■相原地区会長  
田中栄  
(株)相武冷凍センター



■小山地区会長  
中島国男  
(有)中島酒店



■総務委員長  
小川忠克  
(株)久美堂



■総務副委員長  
村松稠敏  
(有)煎茶屋



■総務副委員長  
志水英宜  
(株)イツミ建築設計事務所



■組織委員長  
金子仙太郎  
(株)セブン・カネコ



■組織副委員長  
牧野正  
(株)タウンツーリスト



■組織副委員長  
塩谷仁  
(株)サンヨー設計



■組織副委員長  
鈴木賢一  
(有)鈴木造花店



■税制委員長  
木口正  
(有)クラウン興業



■ 税制副委員長  
朝見 茂久  
(株)朝見工務店



■ 税制副委員長  
青木 照夫  
(有)青木商店



■ 研修委員長  
杉浦 信男  
(株)中野屋



■ 研修副委員長  
伊田 卓巳  
(有)クローバー



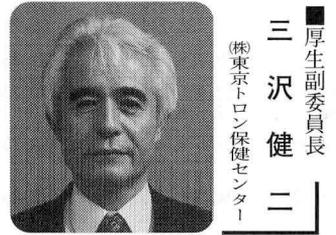
■ 研修副委員長  
八木 祥寿  
(株)マルカワ



■ 研修副委員長  
池田 博  
(有)池田工務店



■ 厚生委員長  
加藤 史朗  
ワタヤ商事(株)



■ 厚生副委員長  
三沢 健二  
(株)東京トロン保健センター



■ 厚生副委員長  
西山 重基  
西山開発(株)



■ 広報委員長  
木目田 元  
(有)しんざかや



■ 広報副委員長  
三橋 信介  
(株)宝永堂



■ 広報副委員長  
市川 操  
(有)大丸屋酒店



■ 源泉部会長  
相馬 宇佐衛  
(株)三和



■ 青年部会長  
東條 実  
(株)マツヤマ



■ 女性部会長  
神蔵 玉江  
神蔵興業(有)



■ 監事  
八木下 正男  
(有)丸孝家具店



■ 監事  
萩生田 博  
萩生田産業(株)



■ 監事  
藤田 義徳  
(株)総合図書

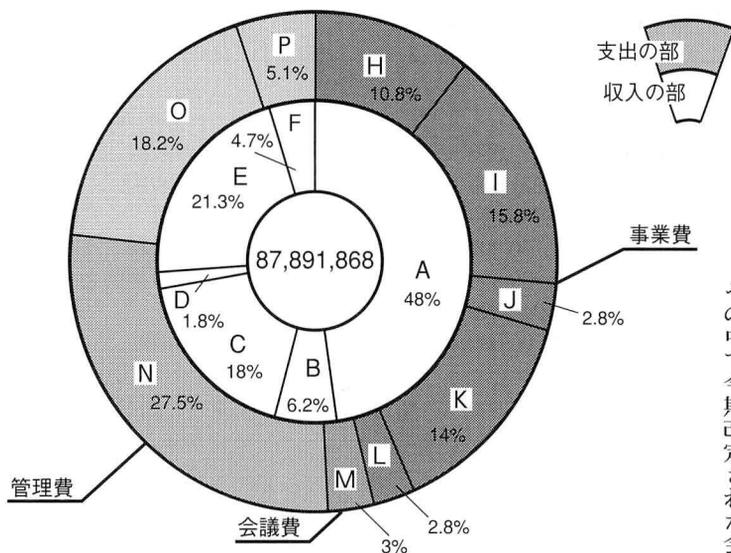
新役員紹介

## 《平成8年度 収支計算書》

自 平成8年4月1日 至平成9年3月31日 (単位:円)

科 目	平成8年度 予算額	決算額	差 額	摘 要
I 公益事業収入の部				
1 基本財産運用収入	57,500	57,657	△ 157	基本財産定期預金利息 利率 1.15%
2 会費収入	35,271,600	37,210,600	△ 1,939,000	会員数 4,286社
3 特別会費収入	3,960,000	3,855,000	△ 105,000	総会、役員セミナー、新春の集い等の会費収入
4 講習会等収入	1,750,000	1,495,000	△ 255,000	簿記講習会、ワープロ・パソコン教室の会費収入
5 補助金収入	5,039,500	6,040,720	△ 1,001,220	東法連からの補助金収入
6 雑収入	948,299	785,902	△ 162,397	
(1) 受取利息	360,000	262,462	△ 97,538	普通・定期預金、郵便貯金の受取利息
(2) 雑収入	588,299	523,440	△ 64,859	総会等のご芳志、他団体からの事務受託手数料
7 特定預金取崩収入	1,700,000	750,000	△ 950,000	広告塔設置積立預金の取崩
公益事業収入の部計	48,726,899	50,194,879	△ 1,467,980	
II 収益事業収入の部				
1 補助金収入	10,194,700	10,900,475	△ 705,775	東法連からの補助金収入
2 簡易保険収入	400,000	423,343	△ 23,343	郵便局簡易保険受取手数料
3 会報広告収入	120,000	120,000	△ 0	町田法人会報掲載広告収入
4 共済制度協力金	600,000	837,416	△ 237,416	共済制度連絡協議会協力金
5 雑収入	420,000	485,216	△ 65,216	DM代、収益事業としての事務受託手数料等
収益事業収入の部計	11,734,700	12,766,450	△ 1,031,750	
当期収入合計(A)	60,461,599	62,961,329	△ 2,499,730	
繰越収支差額	2,918,401	2,918,401	△ 0	
収入合計(B)	63,380,000	65,879,730	△ 2,499,730	
III 支出の部				
1 事業費	35,977,000	34,901,736	△ 1,075,264	
(1) 研修会費	7,100,000	5,820,375	△ 1,279,625	講演会、役員セミナー、説明会等の諸費用
(2) 催行事務費	2,200,000	1,773,869	△ 426,131	新春の集い、新入会員懇談会、会員表彰の諸費用
(3) 広報費	337,000	1,302,542	△ 965,542	「法人会」看板・税のチラシ等の作成諸費用
(4) 会報発行費	3,770,000	3,632,422	△ 137,578	町田法人会報及び法人会ニュースの発行費用
(5) 会員簿発行費	500,000	0	△ 500,000	
(6) 会連合会会報費	1,000,000	1,001,160	△ 1,160	全法連会報「ほうじん」の購入費
(7) 地区支部送付費	5,600,000	5,952,040	△ 352,040	町田法人会報及びニュース等の発送諸費用
(8) 会員増強推進費	2,500,000	1,354,007	△ 1,145,993	会員増強運動費及び報奨金
(9) 地区支部運営費	7,880,000	8,758,337	△ 878,337	地区会の運営費、地区研修会諸費用
(10) 地区支部運営費	2,640,000	2,574,880	△ 65,120	源泉部会、青年部会、女性部会運営活動費
(11) 連合会会費	1,000,000	1,159,567	△ 159,567	東法連、三法連の主催事業へ参加並びに年会費等
(12) 研究会会費	550,000	564,985	△ 14,985	各種懇談会の諸費用
(13) 渉外費	600,000	834,368	△ 234,368	関係団体、対外的慶弔諸費用
(14) 慶弔費	300,000	173,184	△ 126,816	会員慶弔諸費用
2 会議費	3,400,000	3,141,522	△ 258,478	
(1) 総役員会費	2,000,000	2,017,159	△ 17,159	通常総会に関する諸費用
(2) 委員会費	500,000	314,157	△ 185,843	理事会等に関する諸費用
(3) 委員費	600,000	560,491	△ 39,509	委員会等に関する諸費用
(4) 共済制度連絡協議会費	300,000	249,715	△ 50,285	共済制度連絡協議会に関する諸費用
3 管理費	20,964,000	21,602,129	△ 638,129	
(1) 給料手当費	14,000,000	14,319,407	△ 319,407	職員の給与手当、賞与
(2) 福利厚生費	1,500,000	1,400,161	△ 99,839	社会保険料、特退共の保険料等福利厚生諸費用
(3) 旅費交通費	400,000	600,116	△ 200,116	役職員の出張旅費、駐車場代
(4) 通信費	650,000	761,491	△ 111,491	電話料及び郵券代等の通信諸費用
(5) 消耗什器備品費	600,000	789,820	△ 189,820	備品のリース及び保守等の諸費用、テント代
(6) 消耗品費	1,200,000	1,216,338	△ 16,338	事務消耗品の諸費用
(7) 水道光熱費	250,000	218,376	△ 31,624	事務所の水道・電気料等
(8) 家賃費	1,284,000	1,284,000	△ 0	事務所の家賃
(9) 支払手数料	1,000,000	953,836	△ 46,164	三井ファイナンス等の集金手数料
(10) 図書費	80,000	58,584	△ 21,416	税務関係書籍等の購入
支出の部小計	60,341,000	59,645,387	△ 695,613	
4 租公課	103,800	103,800	△ 0	法人税等
5 固定資産取得支出	1,200,000	525,000	△ 675,000	
(1) 広告塔設置費	1,200,000	0	△ 1,200,000	
(2) 備品購入支出	0	525,000	△ 525,000	耐火書庫の購入
6 特定預金支出	1,500,000	1,500,000	△ 0	(平成8年度末の積立額)
(1) 会館積立預金支出	1,000,000	1,000,000	△ 0	会館建設積立金 22,000,000
(2) 退職積立預金支出	500,000	500,000	△ 0	退職給与積立金 4,364,000
7 予備費	235,200	0	△ 235,200	
当期支出合計(C)	63,380,000	61,774,187	△ 1,605,813	
当期収支差額(A-C)	△ 2,918,401	1,187,142	△ 4,105,543	
次期繰越収支差額	0	4,105,543	△ 4,105,543	

# 《平成9年度 収支予算の円グラフ》



- |               |               |
|---------------|---------------|
| A 会費収入        | H 研修事業費       |
| B 特別会費収入      | I 広報事業費       |
| C 東法連からの補助金収入 | J 会員増強活動費     |
| D その他収入       | K 地区会・部会運営事業費 |
| E 特定預金取崩収入    | L 渉外費         |
| F 前期繰越収支差額    | M 会議費         |
|               | N 管理費         |
|               | O 事務局移転支出     |
|               | P その他支出       |

左のグラフは、平成九年度予算の内訳を収入と支出で対比したものです。予算総額は、八七、八九一、千円。今年度は事務局の移転があり、それにともなって積立預金の取崩があるため、例年より四割増の予算が組まれました。

その中で今期改定された会費収入は、前年対比二〇%増額され、当期収入中の五〇%を占めています。又補助金収入は、経営者大型保障などの厚生事業の事業収入が、東法連を通じて補助金として還元されています。(当期収入中の十九%)

特定預金取崩収入は、会員名簿の発行二〇〇万。広告看板の設置七〇万。事務局の移転に一六〇〇

万の予算を計上しました。支出の部では、事業費が全体の四六、三%(四〇、七〇〇千円)を占め、前年対比で十三%増額しています。その中で会報の発送費を含む広報事業費が最も多く、支出全体の十五%を占めています。地区会や部会の運営費用として前年対比で十七%増額の一二、三〇〇千円計上しました。

第5号議案 平成9年度収支予算（案）承認の件

平成9年度 収 支 予 算 書 (案)

自 平成9年4月1日 至 平成10年3月31日

(単位：円)

科 目	平成9年度 予 算 額	平成8年度 予 算 額	差 額	摘 要
I 公益事業収入の部				
1 基本財産運用収入	27,500	57,500	△ 30,000	基本財産の運用
2 会 費 収 入	42,210,600	35,271,600	6,939,000	会員数 4,286社
3 特別会費収入	3,660,000	3,960,000	△ 300,000	催事特別会費
4 講習会等収入	1,670,000	1,750,000	△ 80,000	講習会の受講料
5 補助金収入	5,185,200	5,039,500	145,700	東法連からの補助金
6 雑 収 入	420,000	948,299	△ 528,299	
7 特定預金取崩収	18,700,000	1,700,000	17,000,000	積立預金の取崩
公益事業収入の部計	71,873,300	48,726,899	23,146,401	
II 収益事業収入の部				
1 補助金収入	10,643,025	10,194,700	448,325	東法連からの補助金
2 簡易保険収入	600,000	400,000	200,000	郵便局簡易保険受取手数料
3 会報広告収入	120,000	120,000	0	町田法人会報掲載広告収入
4 共済制度協力金	100,000	600,000	△ 500,000	共済制度連絡協議会協力金
5 雑 収 入	450,000	420,000	30,000	収益事業分
収益事業収入の部計	11,913,025	11,734,700	178,325	
当期収入合計 (A)	83,786,325	60,461,599	23,324,726	
繰越収支差額	4,105,543	2,918,401	1,187,142	
収入合計 (B)	87,891,868	63,380,000	24,511,868	
III 支出の部				
1 事業費	40,700,000	35,977,000	4,723,000	講演会・会報発行・運営費
2 会議費	2,600,000	3,400,000	△ 800,000	通常総会等
3 管理費	24,150,000	20,964,000	3,186,000	管理費用
4 公租公課	210,600	103,800	106,800	法人税等
5 事務局移転支出	16,000,000	0	16,000,000	事務局の移転諸費用
6 固定資産取得支出	1,200,000	1,200,000	0	新事業所の広告看板
7 特定預金支出	2,500,000	1,500,000	1,000,000	
8 予 備 費	531,268	235,200	296,068	
当期支出合計 (C)	87,891,868	63,380,000	24,511,868	
当期収支差額 (A-C)	△ 4,105,543	△ 2,918,401	△ 1,187,142	
次期繰越収支差額	0	0	0	

# ●町田税務署異動のお知らせ

着任のあいさつ

町田税務署長

木谷 聖三

このたびの定期人事異動で、**町田税務署長**から転任してまいりました。

町田税務署には、昭和六十三年から平成二年までの二年間、**総務課長**として勤務しており、七年ぶりに町田にまいりまして、その変わりように少々驚いています。税務署の規模も勿論ですが、街も躍動感に溢れ、活気に満ちた街並みと学習塾の増加に目を見張りました。

社団法人町田法人会は、岩波会長を中心に活発な活動を展開しておられ、会員の皆様におかれましては、お忙しい事業の傍ら、研修会や講習会を通じて税に関する正しい理解と認識を深められるとともに、地域社会のリーダーとして「正しい税知識の普及」と「納

税道義の高揚」に献身的にご尽力をいただき深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

特に、最近では、社会福祉協議会の福祉バザーに参加されるなど、社会貢献活動にも積極的に参加され、公益法人として大いにその真価を地域社会にアピールしております。

最近の我が国の経済情勢は、緩やかな回復傾向にあると言われておりますが、一部の産業を除いては依然として厳しい状況にありま

す。本年四月の消費税率の引上げ等一連の税制改正と相まって、税に対する国民の関心はますます高まっております。

また本年は、我が国に申告納税制度が導入されてから五十年目を

## 転入者



署長  
木谷 聖三  
前・賦沢署長



副署長  
加賀 勉  
前・渋谷署総務課長

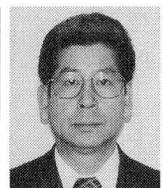


特官(法)  
大保 憲一  
前・大和署特官(法人担当)

迎える節目の年でもあります。

このような情勢の下、税務行政に携わる私どもといたしましては、私どもに課せられた永遠のテーマであります「適正公平な課税の実現」に向けて、申告納税制度の

一層の定着と信頼される税務行政の確立のために、引き続き最大限の努力をしまいる所存でありますので、今後ともお一人層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



法一 統括官  
大坪 義光  
前・新宿署法人第四統括官



法三 統括官  
古館 哲男  
前・鎌倉署法人第二統括官



指導上席  
佐藤 郁夫  
前・神奈川署法人第六上席

終わりに、社団法人町田法人会のみますの御発展と会員の皆様のご健勝と事業のご隆盛を祈念いたしまして着任のあいさつとさせていただきます。

## 転出者

町田 宏 北沢署長  
中村 勝海 国税局徴収部特整七統括官  
川上 信夫 中野署・特官(法人担当)  
木村 敬介 平塚署・法人第一統括官  
児島 俊明 板橋署・個人第八統括官  
鉄川 祐司 渋谷署・法人第一指導上席

## 女性部会

### 鎌倉法人会女性部会

#### との交流会と見学研修

副部会長

三沢 靖代

桜吹雪の舞が通り過ぎ、目ばゆい新緑の中、四月十一日、鎌倉法人会女性部会の皆様との交流会を目的とした見学研修会を実施致しました。午前中鶴岡八幡宮と長谷寺を十分に時間のゆとりを取りながら参拝、散策を致しました。

鎌倉女性部会との交流会の会場、鎌倉パークホテルに着きますと役員の方々が「ようこそ」のご挨拶と美しい笑顔でお迎えして下さいから恐縮致しました。長嶋部会長の歓迎のご挨拶の中で「木村統括お帰りなさい」と云われましたのにはちょっととした驚きと同時に昨年の移動迄鎌倉税務署に勤務し

ていらした木村統括のお人柄に改めてとても温かく優しい人を感じました。副部会長の事業活動の説明の中にも他に比類のない歴史と伝統を誇り、守りつつ栄え育み続けていられる女性部会の方々の素晴らしい活躍ぶりが伝わって参りました。そして続いている我堤部会長の存在感のあるお姿、限らない愛情を惜しみなく表現してご挨拶されました。神蔵副部会長より町田の女性部会の活動状況も紹介さ

れ市役所からいただいた町田を紹介する為の資料と持参した町田名産の「蓮の実最中」を部会長より手渡されました。昼食は双方のメンバーが情報交換をしながらホテル自慢のお料理を楽しみ、食後のアトラクションタイムでは町田を代表して荒江さんによる和歌の朗詠が披露され次に全員によるコーラス「花」「四季の歌」を合唱致しました。これは島野さんの多大なるご協力により曲のテープを使

って途中バスの中で、何回かくり返し練習をしました。練習の成果があったのでしようか。本番ではハローモニも良く仲々上手く歌うことが出来るはずとすると共に瞬時の一体感がとても気持ちよく楽しい体験のひとつでした。

鎌倉の方々も文部省唱歌「鎌倉」をご

披露下さいました。最後に牧田鎌倉法人会会長を頭に長嶋女性部会長、木村統括によるマジック芸のご披露があり優れた技に感心致しました。

全てなごやかで友好的な裡、沢山の学びを頂き、お名残惜しい中お見送りを受けながら鎌倉を後にし帰路江の島を見学し予定時間に町田につくことが出来ました。

この度の事業活動は堤部会長の兼ねてよりのひそかな念願でもありました「鎌倉女性部会との交歓交流」を実現するべく木村統括に大変ご尽力いただきながら木曾、忠生、相原地区（若林、荒江、佐藤、中島、三沢）で企画担当させていただきました。

同じ法人会のメンバーで様々な事業でご活躍されている女性との交流ができましたことはこれから私共の法人会活動及び実生活の中で役に立つのではないのでしょうか。四十七名という多数の参加ご協力有難うございました。



町田コーラス隊の皆さんと交流会風景

# 第十六回 総会報告

部会長

神蔵 玉江

去る六月五日、ホテルザ・エル  
シイ町田に於いて 女性部会では、  
第十六回定時総会が、開催されま  
した。親会より岩波会長、女性部  
会育ての親である鈴木顧問、東條  
青年部会長、守屋事務局長のご出  
席をいただきました。税務署から  
は、原副署長、木村統括官、鉄川  
指導官の臨席をいただきました。

会は友井幹事の司会によりまし  
て進行されました。堤部会長の挨拶は、設立してから十五年、多くの方々に出会い無事に計画通り、実行出来たことは、皆様の協力のお陰と、思い出を胸に堂々とした勇退でございました。又、議長を務めていただき、第一号議案より第四号議案は原案通り承認され、第五号議案である任期満了



長い間本当にご苦労さまでした

に伴う役員選任の件について、推薦委員長でもある三沢副部会長より新役員(案)の発表がありました。副部会長に東條、土方、三沢、佐瀬さんの四名と、会計に坂田、若林さん、会計監査島野、高橋さん、堤部会長は相談役につかれ、新幹事十五名の承認を頂きました。この様に無事に全議案が成立して平成九年度の静かなすべり出しが出来ました。続いて退任された堤部会長、中島副部会長に心をこめて花束の贈呈を行いました。女性

部会のために最初から見守って  
てくださいました会長、副署長よ  
りご挨拶をいただき総会がお陰様  
で無事終了出来ました事を、ご報  
告致します。

さて私こと推薦によりまして部  
会長をお受けしました瞬間より浅  
学ですので大変責任の重さを感じ  
ております。前部会長が十五年も  
の長い間、献身的な努力を積み重  
ねて会員と共に築いて参りました  
実績を大事に親会役員の方々と税  
務署のご指導を頂いて事業計画の  
基本方針を心に留めて実行して参  
りたいと思います。特に親会の事  
業活動の参加や、青年部会との合  
同行事には出来るだけ多くの方  
の協力を得るよう心掛けるつもり  
でございます。微力ではございま  
すが、一所懸命努めさせていただ  
きますのでどうぞ会員の皆様、時  
代にふさわしい情報とご意見を与  
えて下さいませ。よろしくお願  
い申し上げます。

なお総会終了後、女性部会創立

十五周年記念誌を皆様にお渡し出  
来ましたので大変喜んでいただき  
ました。

女性の  
生き生きセミナー

内面美容と外面美容  
を含めて 生き生き  
過ごすヒント

講師 中野三津子氏

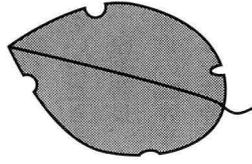
副部会長

東條 節子

法人会前会長石井儀一顧問経営  
のビューティーサロン、マサダヤ  
さんに御協力をお願いし、資生堂  
講師中野先生よりスライドを通し、  
肌を整えることで体内を整えられ、  
ひいては心の状態までよくなり、  
免疫細胞を増やし、結果身体の状  
態を良好に保つことが出来る。食

についてもビタミンCはメラニン色素を薄くしメラニンの生成を抑制し、シミ、ソバカスの予防と回復をうながし皮膚老化(しわ)を予防する働きと同時に、コラーゲンの生みの親である。又ビタミンEは血管に付着し、血行を悪くし、身体全体に生成され、蓄積し老化

を促進させる過酸化脂質を抑え、成人病の予防をしてくれる、等、私達いつ迄もいきいき、はつらつと若さを失わず企業経営の発展の為、又税務知識の向上を図っていきたいと思います。皆様の御指導ご協力ありがとうございます。ございます。



## ハーブの香りに包まれて…

### ドライフラワー アレンジメント講習会

幹事

吉川 良子

月末にも拘わらず、七月二十八日、猛暑の中を四十四名の参加者、以前とは一変した法人会新事務局において、ハーブの香りに包まれながら、大坪新統括官、佐藤新指導官の御紹介の後、竹之内ハーブ園の河合さん、奥津先生にご指導いただきながら、それぞれの思い、様々の趣向を凝らしてすばらしい出来上がりとなりました。

そして、ハーブティー、手作りクッキー、部長さん手作り酒饅頭、美味しく戴きながらの懇談。仕事に家庭にめまぐるしい忙しいの中、ほっと一時のオアシスという感じでした。佐藤新指導官には女性の内助の候をほめていただき、岩波会長には結婚指輪の秘話、薬指に付けるのは握りこぶし、各指ごとに、立てて見ると、



時には真剣に時にはなごやかに…



不思議なことに薬指だけ離れませんでした。夫婦付随である等話をされました。最後に、作品を大事そうに持って帰る、皆さんの後ろ姿を見てなんともいえない幸福感でいっぱいになりました。

## 青年部会

町田法人会青年部会  
第十八回定期総会

副部長

岩崎 正

去る平成九年四月二十四日(木)ホテルラポール千寿閣に於いて、(社)町田法人会青年部会第十八回定期総会を開催致しました。今回は三部構成とし、第一部では講演会を行い、鉄川上席指導官を講師にご自身の体験を基に興味深く有意義なお話をしていただきました。

第二部の総会では、親会より岩波会長、堤女性部会長、町田税務署からは原副署長、木村第一統括官の御臨席を賜り開催され、各議案は満場一致で可決されました。年間事業計画では、公開講演会、見学研修会、税務研修会をはじめとし、福祉バザーへの協力、ファ

ミリー研修会など今年度は更に充実した内容で実施致します。

また今年度は役員改選期でもあり新しい体制の基、組織の見直しを致しました。青年部会では、その組織を大きく五つに分け、総務、研修、広報・渉外、会員交流・拡大、会計の各グループが事業を分担し、相互協力体制を整えました。ここで部会長をはじめ各グループの長をご紹介させていただきます。

会長、小川広報・渉外担当副部長、堤会員交流・拡大担当副部長、青山、野村会計が新しく選任されました。

第三部では、会場を移し懇親会を開催、和やかなうちに懇談、無事終了致しました。



社会福祉協議会のバザーに協力します  
『法人会も社会貢献活動として福祉バザーに参加協力をしています。』

日時 10月19日(日) AM10:00~PM 2:00  
場所 東急百貨店(横) 駅前広場  
主催 町田市社会福祉協議会

—物品寄贈のお願い—

日用雑貨、衣類(未使用品)、アクセサリ、御中元、御歳暮のあまりものなどのご寄付をお願いいたします。

※詳細は法人事務局までご連絡ください。

### 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、地域の住民が主体となって自主的に福祉を高めていくことを目的とした民間組織です。

その活動はボランティアの育成から援護活動や募金活動など様々です。

—町田社会福祉協議会—

昭和33年5月29日 設立 昭和44年9月22日 社会福祉法人の認可  
事務局 町田市原町田5-8-24  
TEL 0427 (22) 4898 (代)



地区会の EVENT  
親睦ボウリング大会

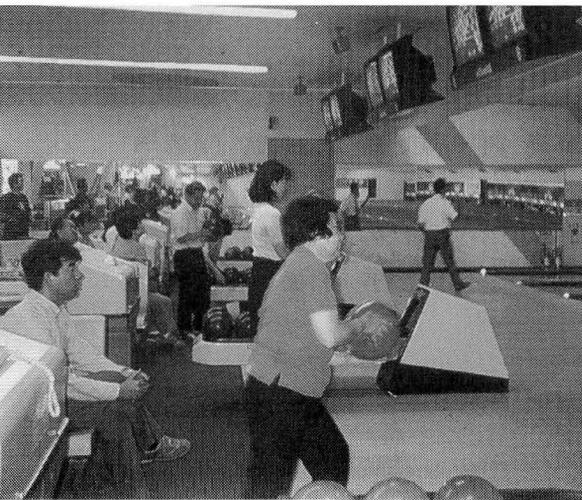
町田法人会鶴間地区

古谷 末子

七月四日午後六時から、町田ボウリングセンターで、参加者、二十九名で開催しました。

腕に自信のある人もない人も、楽しいファイインプレーも珍プレーもあつて盛会に無事終了しました。ゲーム終了後、ビデオ研修(私達頑張ますビジネス物語り)を勉強しました。鶴間地区会では、オートラマケイユー専務の井上前地区会長が町田法人会の副会長になられ、新しく(有)町田グリーンゴル

### 鶴間地区親睦ボウリング大会



フ社長久保田氏が今年度より地区会長になられた。

久保田会長より挨拶を頂き、にぎやかなパーティーの席上、成績発表と表彰式で盛り上がりました。優勝の大塚さん(鶴間地区)は、ブービーの方も次回は優勝するよう頑張つて下さいと挨拶された。大同生命の大塚さん、佐藤さんのご協力をいただき、ありがとうございました。

ボウリング大会の準備は、宮本さんにお願いしました。役員一同協力して、楽しく出来ました。

参加者五十二名に修了証書

第五回ワープロ教室

第十六回初級実務簿記講習会

簿記講習会

例年好評を頂いておりますワープロ教室と初級実務簿記講習会が終了しました。

ワープロ教室は、去る六月十一日から全五回開催し、最終日の七月九日には、二十五名の方々に修了証書と記念品が手渡されました。設備の提供には、(学) 田後学園・町田経理専門学校のご協力を頂きました。

一方初級実務簿記講習会は、去る五月二十九日から全十回開催し、最終日の七月三十一日には、二十八名の方々に修了証書と記念品が手渡されました。

第五回ワープロ教室と第十六回初級実務簿記講習会で全課程を修了された方々は、それぞれ次のとおりです。(敬称略)

第5回ワープロ教室 修了者名簿

朝日新聞町田販売(株) 朝日旭ホーム  
 (有)大澤商事 (有)岡三住宅リ・クリーン  
 (有)小澤水道工事店 (有)小澤水道工事店  
 (有)カラコルム 黒木測量設計(株)  
 (有)ゴシックス 権守工建(有)  
 (有)秀水苑 (有)シーエスマウント  
 (株)柴藤庭石園 (株)柴藤庭石園  
 セントラル・プレス(株) (有)千両寿司  
 (株)ティエス交易 (株)日栄土木  
 (株)日栄土木 (株)日栄土木  
 (有)フジ電工社 (有)ホットベック  
 (有)町田グリーンゴルフ (有)満龍  
 リケン・セツテ(有) (有)ワインショップみよしや

小勝竹雄 松田朋之 大澤静江 岡田豊志 野口佐代子 今村英子 宮澤富喜 黒木ノブ江 安藤隆一 権守裕子 市川仁司 菅澤由美子 菅澤由美子 新田真由美 新田桂子 武澤一夫 佐藤すみ子 毛麗華 竹内静子 竹内豊 藤巻真理子 堀田早枝子 久保田真紀 佐藤満 榊原ミユキ 渋谷美代子

第16回初級実務簿記講習会 修了者名簿

アトリエ無伴(有) (有)岩東食品 (有)エッチ・ティ・エス (有)エアンドワイ (有)エクゼック (有)エムワイエンタプライズ 権守工建(有) 相模化成工業(株) (株)サンアート (有)シーエスピー (有)シーエスマウント (有)新世紀 (有)新世紀 (株)ジョイフルコーポレーション (有)神保商事 大同生命保険(相)町田営業所 (有)つくし野増田屋 (有)ナカムラ (有)日経産業 (株)日栄土木 (有)町田グリーンゴルフ (株)町田放送宣伝社 (有)町田マシンフォーマン (株)宗本製作所 ユタカ電気(株) ユタカ電気(株) ユタカ電気(株) リキデン(株)

千本俊恵 岩東孝子 八野陽一 富田陽美 村山和美 井上雅晴 権守裕子 広瀬雄二 折井澄江 西山由紀子 菅澤由美子 関雅也 永木道雄 土屋由美 神保由紀子 山下由翁 高橋啓子 中村妙子 井上陽子 齊藤知佳子 久保田真紀 石川朋子 宗本伸子 土屋達也 齊藤譲一 中村茂 白鞘敬子

# 短歌

## 俳句欄

### 俳句の部

(株)宝永堂 三橋 國民  
“五十二年前、全滅した密林陣地の写真をニューギニアから送られて”

椰子蟹の目にしむ露が光つてる  
八月の穹に響くや蟹念仏

(株)アローエンタープライズ 矢沢 武  
交番に朝顔咲けり死亡ゼロ  
船溜まりまだ眠りいるヨットの帆

(株)堤ビル 堤 敏栄  
ゆく道の歩幅を変えし夏帽子  
胸元に添う風のあり初浴衣

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫  
雲の峰ふたり重なり雲の橋  
打水や客待つ店の縄暖簾

(株)三興 渋谷 清  
花ねむの時ならぬときもたり  
推しはかりかね水中花はじく指

(株)昌電舎 佐瀬さち子  
下町の人情にふれところてん  
神鈴の音は乾いて夏盛り

(有)加藤電機 加藤 美恵子  
天道虫手に這ひ移る野にひとり  
万歩計夜のしじまの遠蛙

丸昭シルク(株) 堀内 判子  
春落葉隙間顔出す小さき芽  
蜺舟琵琶湖のにごり曳いてをり

(株)町田電子計算センター 土方 いよ子  
肩越しのうすうすとあり夏の月  
遠目にはカクテルといふ、薔薇がすぎ

### 短歌の部

(株)飯田機械産業 飯田 重利  
城が島をめぐれる船が輝ける  
小波分けて海峡を出る

(株)鈴加 鈴木 サダ  
唐もろこし初物なれば皆嬉し  
黙々とはみ、なごむ一時  
※「はみ」とは、食べる事をいいます。

(株)八木商店 八木 きよ子  
つつがなく終りし今日を思いつつ  
湯舟にひたる青の安らぎ

(株)久美堂 井之上 久子  
冴え冴えてぼけの朱の花咲いてをり  
わたしの“ボケ”にその冴えほしい

# 固定資産税の

# 税負担の調整の拡充

## 地価の下落に対応した 負担調整措置が導入される

平成九年度税制改正で、固定資産税について地価下落に対応した負担調整措置が導入されることになりました。その詳細については、以下のとおりです。

### 1 商業地等の宅地



① 商業地等の宅地のうち負担水準が八〇%を超えることになる土地については、負担水準を八〇%とした場合の税額まで引き下げられます。

② 商業地等の宅地のうち負担水準が六〇%以上八〇%以下の土地については、一律据置措置が講じられます。



③ 商業地等の宅地のうち負担水準が六〇%未満の土地については、負担水準に応じて適切な負担調整措置を講じることとし、負担水準に応じて(表1)に掲げる負担調整率を毎年度、前年度の税額に乗じて得た額を限度とするものとされま

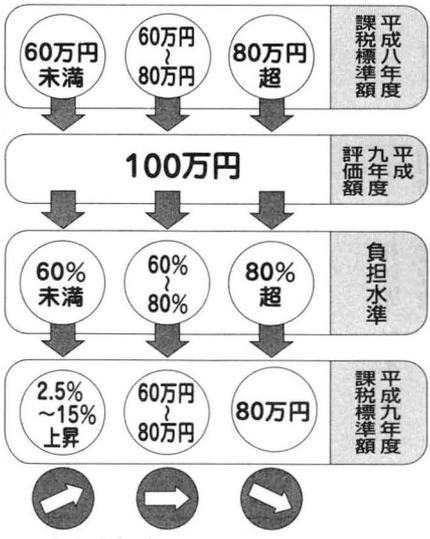
(表1) 商業地等の宅地の固定資産税の負担調整率

負担水準	負担調整率
四〇%以上六〇%未満のもの	一・〇二五
三〇%以上四〇%未満のもの	一・〇五
二〇%以上三〇%未満のもの	一・〇七五
一〇%以上二〇%未満のもの	一・一
一〇%未満のもの	一・一五

商業地で固定資産税額が下がるのは、平成八年度の課税標準額が平成九年度評価額の八〇%を超えている場合です。例えば平成九年度評価額が一〇〇万円(㎡あたり、以下同じ)の宅地で、平成八

年度の課税標準額が八五万円であったとすると、この宅地は平成九年度評価額の八〇%(八〇万円)を超えていることになり、この宅地の平成九年度の課税標準額は八〇万円に下がることになります。次に固定資産税が据え置きになるのは、平成八年度の課税標準額が平成九年度評価額の六〇%以上八〇%以下の場合です。この例では、平成八年度の課税標準額が六〇万円以上八〇万円以下であれば、平成九年度も同額となります。逆に固定資産税が上がるのは平成八年度の課税標準額の平成九年度評価額に対する割合が六〇%に満たない場合です。この例によると、平成八年度課税標準額が六〇万円未満であれば平成九年度の課税標準額が一・一五から一・一五の範囲で引き上げられることとなります。ただし、平成九年度の評価額が全国平均の二五%以上下落している地点の一部は例外的に据え置かれます。

#### (例) 商業地等の宅地の場合



# 2 住宅用地

$$\frac{\text{負担水準}}{\text{前年度の課税標準額}} \times \frac{\text{当該年度の住宅用地の特例率}}{\text{の評価額}} \times 100$$

(特例率は1/6または1/3)

※住宅用地特例率とは、住宅用地200㎡までの部分について固定資産税評価額の六分の二(200㎡超の部分については同三分の一)を課税標準とする特例です。

①住宅用地のうち負担水準が本則課税の八〇%以上の土地については、一律据置措置が講じられます。

②住宅用地のうち負担水準が本則課税の八〇%未満の土地については、負担水準に応じてなだらかな負担調整措置が講じられ、負担水準に応じて(表2)に掲げる負担調整率を毎年度、前年度の税額に乗じて得た額を限度とすることとされます。

(表2) 住宅用地等の負担調整率

負担水準	負担調整率
四〇%以上八〇%未満のもの	一・〇二五
三〇%以上四〇%未満のもの	一・〇五
二〇%以上三〇%未満のもの	一・〇七五
一〇%以上二〇%未満のもの	一・一
一〇%未満のもの	一・一五

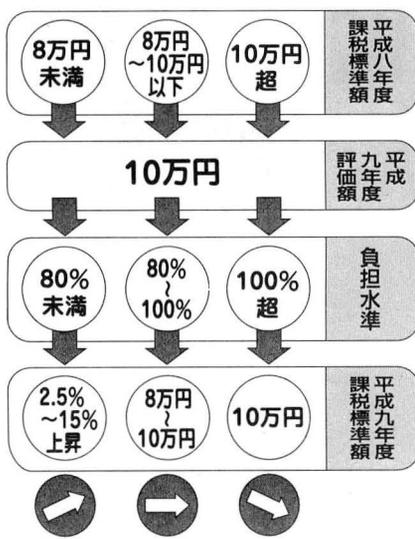
住宅用地の場合は200㎡以内は六分の一、200㎡超の部分は三分の一に圧縮するなどの軽減措置を実施してきたので、商業地に比べて今回の引き下げ幅は小さくなっています。住宅用地の固定資産税額が下がるのは平成八

年度の課税標準額が平成九年度の評価額よりも高い場合に限られます。

平成八年度の課税標準額が平成九年度の評価額の八〇%以上一〇〇%以下の場合には据え置きとなります。例えば、ある住宅地の小規模住宅地の平成九年度評価額(六分の一圧縮後)が一〇万円(㎡あたり、以下同じ)で、平成八年度の課税標準額が九万円であったとすると、負担水準が九〇%に達しているため、固定資産税額は据え置きとなります。

税額が上がるのは、この例では平成八年度の課税標準額が七万円というように平成九年度評価額の八〇%未満の場合です。上昇率は商業地と同様二・五%から一五%となりますが、平成九年度の評価額の下落率が全国平均の二五%以上の場合には据え置かれます。

### (例) 住宅用地の場合



※なお、いわゆる宅地並み課税の対象となる特定市街化区域農地については、従来どおり一般住宅用地と同様の取り扱いとなります。

著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置

大都市部を中心とする大幅な地価の下落による納税者の負担増減等を配慮して、1.商業地等の宅地、の③、および、2.住宅用地、の②で税負担が上昇することとなる土地であっても、次の二つの要件の両方を満たすものについてはその固定資産税を据え置くことになりました。

(i) その土地の負担水準が全国平均以上であること。

(ii) その土地の平成八年度の評価額に対する新評価額の下落率が全国平均(マイナス二五%)以上であること。

平成十年度および平成十一年度における価格の修正



固定資産税の評価額は、地方税法上、基準年度(三年毎、平成九年度が該当)の価格を三年間据え置くこととされていますが、平成十年度および平成十一年度においてさらに地価に関する諸指標から下落傾向が見られる場合には、簡易な方法により価格に修正を加えることができる特例措置が講じられることになりました。

# 消費税はこう変わった

## 平成九年四月からの改正消費税のポイント

改正消費税法は平成九年四月から実施されています。今回は、改正内容について若干の説明をしてみるところにします。

### 主な改正内容

適用	平成九年三月三十一日以前	平成九年四月一日以後
①消費税率	三%	五% (うち地方消費税一%)
②免税点制度 ●適用上限	三、〇〇〇万円	三、〇〇〇万円 (新設) 資本金一、〇〇〇万円以上の新設法人は免税点なし
③簡易課税制度 ●適用上限 ●みなし仕入率	四億円 九〇%、八〇%、七〇%、六〇% の四区分	二億円 九〇%、八〇%、七〇%、六〇%、五〇% (不動産業、運輸通信業、サービス業) の五区分
④限界控除制度 ●適用上限	五、〇〇〇万円	制度の廃止 (平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まででは控除限度額二〇万円の経過措置あり)
⑤仕入税額控除方式	帳簿方式	請求書等保存方式 (インボイス方式)
⑥申告・納付	●中間申告の必要となる直前の課税期間の確定税額 (年一回 五〇〇万円) (年一回 六〇〇万円)	●同上 (年一回 四〇〇万円) (年一回 四八万円) ●申告書に添付書類の義務づけ



### ①消費税率の引き上げ

消費税法が改正され、平成九年四月一日から税率が四%に引き上げられました。また新たに地方消費税(税率は消費税額の二五%)が創設されたので、消費者が負担する税率は実質二%上がり五%となりました。

(なお、経過措置の適用を受けるものについては、当分三%の税率が適用されます。例えば、平成八年十月一日の前日までに契約した工事(製造)の請負に係る契約に基づき、平成九年四月一日以後に、その契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等は三%の税率が適用されます。しかしながら、平成八年十月一日以後に行われる追加工事の契約については五%の税率が適用されます。)

### ②免税点制度の見直し

平成九年三月三十一日までは、新しく法人が設立された場合、基準期間(前々事業年度)が存在しないため、いくら売上があろうと設立後二年間については消費税の納税義務が免除されていました。

今回の改正では、平成九年四月一日以後に新設される資本または出資の額が一、〇〇〇万円以上の法人については設立当初の二年間は課税事業者とみなされることになりました。

# 新設法人の三年目以後の取扱い

新設法人については、設立初年度および二年度はすべて課税事業者とみなされますが、設立三年度以後は基準期間の課税売上高が三、〇〇〇万円超であるかどうかによって課税事業者に該当するかどうかの判定がなされます。なお、簡易課税制度については、選択により設立初年度から適用できます。

## ③ 簡易課税制度の改正

基準期間の課税売上高が一定額以下の課税期間については、選択により売上げに係る消費税額に「みなし仕入率」を乗じた金額を仕入に係る消費税額とすることができ、簡易課税制度が設けられています。簡易課税制度を選択できるのは、課税売上高が四億円以下の事業者でしたが、平成九年四月一日からは二億円以下に引き下げられることになりました。

また、簡易課税制度における「みなし仕入率」についてサービス業（飲食店業を除く）、運輸・通信業、不動産業（第一種から第三種事業を除く）を第五種事業とし、その「みなし仕入率」が五〇％に引き下げられました。

これらの改正は、平成九年四月一日以後に開始する課税期間から適用されることに



なりました。

## ④ 限界控除制度の廃止

小規模零細事業者保護のための限界控除制度は、益税や不公平感の問題から平成九年四月一日をもって廃止されましたが、同時に経過措置も盛り込まれました。

この経過措置とは、平成九年四月一日（以下「適用日」という）前に開始し、かつ、同日以後に終了する課税期間については、従来の方法により計算した限界控除税額が、次の算式により計算した金額を超える場合にはその算式により計算した金額が当該課税期間に係る限界控除税額となります。



## ⑤ 仕入税額控除方式の改正

従前では、仕入税額控除を受けるために帳簿または請求書等のいずれかを七年間保存することとされていましたが、平成九年四月一日からは課税仕入れ等の事実を記載した帳簿の保存に加えて、請求書等（請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類）もあわせて保存することが義務づけられました。

## ⑥ 中間申告、確定申告に関する事項

直前の課税期間の確定消費税額が四〇〇万円超の事業者は年三回の中間申告、四八万円超の事業者は年一回の中間申告をすることとされてきました。さらに申告書には、課税期間中の資産の譲渡等の対価の額および課税仕入れ等の税額等を記載した書類を添付しなければならぬこととされました。

### 算式

$$10\text{万円} \times \frac{\text{適用日前の月数}}{12} + 8\text{万円} \\ \times \frac{\text{課税期間の月数} - \text{適用日前の月数}}{12}$$

### 参考

#### 従来の方法による限界控除税額の計算

$$\text{限界控除税額} = \\ \text{本来納付すべき税額} \times \frac{5,000\text{万円} - \text{課税売上高}}{2,000\text{万円}}$$

（注）課税売上高が3,000万円未満の場合には3,000万円として計算します。



# 「そろそろ、決めるか」

事業一筋に打ち込んできたため、  
どちらかといえばおろそかになっていた将来に対する備え。  
企業の成長とともに、責任はますます重くなっています。  
そんな重責を果たしつつも、余裕が感じられる毎日を……。  
きつと表情にもゆとりが出てくるはずですよ。



Lタイプの  
すぐれた  
特長

- ◆最長85歳までの長期保障、保険料は満期まで一定。
- ◆充実の医療保障で安心。
- ◆法人が負担した保険料は、  
一定の範囲で損金に算入できます。
- ◆海外での事故・病气も保障。  
(海外アシスタンスサービス制度あり)
- ◆重責にふさわしい最高4億円を超える大型保障。
- ◆国内・海外での救援者費用も保障。
- ◆退職金、功労金などの財源として利用できます。
- ◆女性医療特約により女性特有の疾病による入院も保障。

## 企業保障プラン〔総合型L〕

法人会の経営者大型総合保障制度

引受会社

**DAIDO** 大同生命

八王子支社町田営業所/町田市中町1-1-16  
TEL 0427-22-5756 (東京建物町田ビル8F)



**A I U**

西東京支店/八王子市旭町10-3  
(安嶋中央ビル3F) TEL 0426-44-3151

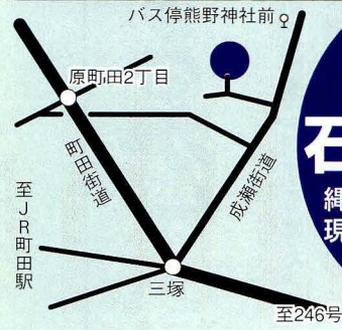
# あるいてゆこう

まちだ史跡巡り 「町田のむかし」にふれる。 まちだ



## 都指定史跡 小山田 1号遺跡

鎌倉から室町時代にかけて、武士階級が使った建物跡。当時広く地域を支配していた小山田氏との関係も考えられる。



## 国指定史跡 高ヶ坂 石器時代遺跡

縄文中期末の敷石住居址。現在覆屋がかけられ、その様子を見ることができる。



## 都指定史跡 本町田遺跡

恩田川流域の丘陵頂部にある縄文と弥生時代の集落あと。弥生中期の竪穴住居址7軒が見つかり、その後遺跡公園として整備された。縄文・弥生の住居が1軒づつ復元されている。



## 都指定史跡 田端環状 積石遺溝

一抱えもある大きな石を9m×7mの楕円形に並べたストーンサークル。縄文後期から晩期にかけて共同墓地と祭りを行った場所。

